

法人版の特例承継計画の提出について（お知らせ）

- ・令和8年に提出期限が延長された、特例承継計画の提出をご予定されている方はよくあるお問合せや留意点をまとめましたので、該当箇所をご確認ください。

○手続の注意

- ・法人版の特例承継計画の提出期限は令和9年9月30日（消印有効）です。
- ・静岡県の標準処理期間（認定書の通知発送までに要する日数）は、60日（補正指示期間は日数カウントから除外します。）です。

○よくあるお問合せ（提出時）

Q 書類は持参しても良いか

A 郵送、持参両方受け付けます。

Q 様式はどこに掲載しているか

A 全国一律の制度のため、中小企業庁のホームページからご入手ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.html

Q 返信先を申請者（事業者）ではなく、顧問税理士宛にしてもよいか

A 可能となりますが、誤送防止のため、封筒に対象事業者名を記載ください。

Q 返信用封筒には何円分の切手が必要か

A A4規格の書類を折らずに入れられる封筒を用意の上、50gを超える可能性があるため、それに見合った金額を貼付ください。

レターパック等、配達記録の残る封筒を推奨します。

Q 登記事項証明書（閉鎖事項証明書も含む）はコピーでも良いか

A 登記事項証明書等はコピー不可となります。原本を提出ください。

Q 計画提出後、特例後継者を変更、追加することはできるか

また、変更期限はあるか

A 特例後継者が事業承継税制の適用を受けた後は、当該特例後継者を変更することはできません。

ただし、特例後継者を二人又は三人記載した場合であって、まだ株の贈与・相続を受けていない者がいる場合は、当該特例後継者に限って変更することが可能です。

詳しくは、中小企業庁のマニュアル5頁をご確認ください。

また、変更申請書（様式24）は、上述の条件の範囲内で、令和9年9月30日以降でも提出可能です。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku/keikaku_manual.pdf

○留意点（書類作成）

※中小企業庁のホームページに、添付書類の解説と記載例が掲載されていますので必ず、内容を確認の上、ご作成ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_tokurei_yoshiki.html

○留意点（提出期限）

※令和9年の贈与・相続の場合は、認定申請時に特例承継計画を同時提出することはできないケースがありますので、ご注意下さい。

事 例	特例承継計画の提出期間	認定申請書の提出期間	同時提出可否
令和8年 贈与	～令和9年9月30日	令和8年10月15日 ～令和9年1月15日	可
令和9年 贈与		令和9年10月15日 ～令和10年1月17日	不可
令和8年 相続 (12月31日相続発生)		令和9年5月31日 ～令和9年8月31日	可
令和9年 相続 (4月30日相続発生)		令和9年9月30日 ～令和10年1月4日	9月30日に提出 する場合のみ可

○よくある間違い

申請書 (様式)	株式を承継する時期（予定） ・事業承継税制の特例措置は、令和9年12月までの贈与又は相続により取得した株式のみが対象となります。そのため、令和9年12月より後を記載している場合、理由の確認を行う場合があります。
所見等 (別紙)	認定経営革新等支援機関が指導・助言を行った年月日 ・支援機関の「認定日」から「認定有効期限日」までの間に、指導・助言が行われている必要があります。 認定有効期限日は、中小企業庁の検索システムで確認ができます。 https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea
登記事項証明書等	閉鎖事項証明書の添付が必要な場合 ・特例代表者がすでに代表者を退任している場合で、「過去に代表者であった旨の記載」が履歴事項全部証明書にない場合は、併せてその旨の記載がある閉鎖事項証明書を用意してください。

<個人版の特例承継計画について>

- ・個人版の特例承継計画の提出期限は、令和10年9月30日（消印有効）です。
- ・特例措置の適用期限は、令和10年12月31日までとなります。
→法人版と1年ずれていますのでご注意下さい。
- ・様式、記載例、マニュアルは中小企業庁のホームページをご確認下さい。
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninnte.html